（法第六十六条の九の必要な措置の実施）

第五十二条の八　法第六十六条の九の必要な措置は、法第六十六条の八の面接指導の実施又は法第六十六条の八の面接指導に準ずる措置とする。

2　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第一項の規定により労働する労働者以外の労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、事業場において定められた当該必要な措置の実施に関する基準に該当する者に対して行うものとする。

（削る）

（健康管理手帳の交付）

第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者とする。

（表略）

2・3　（略）

（特別安全衛生改善計画の作成の指示等）

第八十四条　（略）

2　法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　（略）

二　前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六条第六項第一号、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3～5　（略）

（法令等の周知の方法等）

第九十八条の二　法第百一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

2　法第百一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業場における産業医（法第百一条第三項において準用する場合にあつては、法第十三条の二第一項に規定する者。以下この項において同じ。）の業務の具体的な内容

二　産業医に対する健康相談の申出の方法

三　産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

3　法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～三　（略）

（指針の公表）

第九十八条の三　第二十四条の規定は、法第百四条第三項の規定による指針の公表について準用する。

第九十八条の四　（略）

（法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施）

第五十二条の八　法第六十六条の九の必要な措置は、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置とする。

2　法第六十六条の九の必要な措置は、次に掲げる者に対して行うものとする。

一　長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者

二　前号に掲げるもののほか、事業場において定められた法第六十六条の九の必要な措置の実施に関する基準に該当する労働者

3　前項第一号に掲げる労働者に対して行う法第六十六条の九の必要な措置は、当該労働者の申出により行うものとする。

（健康管理手帳の交付）

第五十三条　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

（表略）

2・3　（略）

（特別安全衛生改善計画の作成の指示等）

第八十四条　（略）

2　法第七十八条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　（略）

二　前号の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害が、いずれも当該事業者が法、じん肺法若しくは作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）若しくはこれらに基づく命令の規定又は労働基準法第三十六条第一項ただし書、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十三条、第六十四条の二若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項若しくはこれらの規定に基づく命令の規定に違反して発生させたものである場合

3～5　（略）

（法令等の周知の方法）

第九十八条の二　法第百一条第一項の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

（新設）

2　法第百一条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一～三　（略）

（新設）

第九十八条の三　（略）